

不正調査委員会規程

社会医療法人 北海道循環器病院

(設置)

第1条 社会医療法人北海道循環器病院（以下「当法人」という。）における公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、不正調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施するための定期的な教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任：
北海道循環器病院：事務部長、先進医療研究所：所長
 - (2) コンプライアンス推進責任者
北海道循環器病院：事務部長 先進医療研究所：所長
 - (3) 研究倫理委員長：心不全センター長
 - (4) 各部門から選出された委員1名
 - (5) 事務責任者：経理課 研究資金課長
- 2 理事長又は委員会が特に必要と認めるときには、次の者を委員とすることができる。
- (1) 学外の専門家
 - (2) その他必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員長は、研究倫理委員長があたる。

- 2 委員長は、第2条に規定する委員会の任務について総括する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(任期)

第5条 第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部署の協力を得て、情報管理センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 第2条第2号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、「研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が理事会に意見を求めて行う。

附則

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

この細則は、令和3年8月1日から改正する。